

D. 結果の考察

自治体が独自に行った調査データに活用によって詳細な分析をおこなうことのできる可能性があることから、今後、出生、ならびに結婚に関する基礎データの収集と分析とをあわせて、複合的な分析を進めたい。とりわけ、前期行動計画策定時におこなったニーズ調査、ならびに、現在実施中の後期行動計画のためのニーズ調査の活用を検討している。

E. 結論（政策含意含む）

現状において自治体による取り組みは一定の成果を生む一方で、いくつかの課題も同時に存在する。地域の出生動向が地方自治体の経済ならびに雇用状況、地理的条件など固有の事情に左右される傾向がみられ、出生力回復には今日の次世代育成支援を包括した総合的対策が期待される。また、今後広域で事業を展開するにあたっては都道府県と市区町村との関係が重要になると考えられる。

F. 健康危険情報

本研究には、健康の危険にかかわる研究に該当しない。

G. 研究発表

1. 論文発表

佐々井 司「出生率の変化に見る自治体少子化対策の効果と課題」『地方自治職員研修』第41巻No.9 公職研（2008年9月）

2. 学会発表

佐々井 司「夫婦出生力の地域間格差」第60回日本人口学会 於：日本女子大学（2008年6月7日）

H. 知的財産権の出願・登録状況

本研究にかかわって、知的財産権の出願・登録に関するものはない。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

家族・労働政策等の少子化対策が結婚・出生行動に及ぼす効果に関する総合的研究：
分担研究報告書
「少子化の社会経済要因と関連施策の効果に関する研究」

研究分担者 守泉理恵（国立社会保障・人口問題研究所 人口動向研究部研究員）

研究要旨

本分担研究の課題は、少子化の社会経済要因を理論的・実証的に明らかにすることである。結婚行動・出生行動それぞれについてテーマを設定し分析を行うとともに、これらへの政策効果の定量的分析も行った。今年度は、文献レビューおよびミクロ・マクロデータを用いた実証研究の2つの方法によって研究を進めた。

日本の少子化の要因の第一は結婚行動の変化であり、未婚化、晚婚化、非婚化といった結婚の遅れや逸失が引き起こされるその要因の解明は残された課題である。今年度の研究から、結婚動向には都市化や労働力率などでは説明できない地域差が存在しており、その地域差の要因を追究することが、わが国の未婚化の実態を明らかにし、今後の対応策を検討するための道筋の一つであることが示された。また、未婚者とくに女性の未婚者の就業行動は結婚行動とも密接にかかわっていると考えられるが、人口学的モデル分析から、未婚有業者の増大が合計特殊出生率の低下に大きく寄与していることが分かった。そして未婚者が結婚・出産に入っていく時、結婚退職は減少傾向が見られるものの、いまだ7～8割が第1子出産後（1歳時）に無職となっており、日本の出産・子育てには高い機会費用が発生していることが示された。このことは未婚から結婚、そして子どもを持つ時期における若者世代への少子化対策の必要性を強く示唆するものである。

出生率に及ぼす機会費用効果と所得効果の検証研究でも、女子正規賃金の上昇が出生率を押し下げる効果を持っていた。特に30～34歳層での効果は最も大きく、女性の就業と出産・子育てとの両立の難しさを反映して高い機会費用が発生していると解釈できる。また、男子正規賃金や女子パート・アルバイト賃金の上昇が出生率を押し上げる効果がみられ、これは出産・子育ての直接費用負担の軽減を通じて作用する所得効果が発生していると解釈できる。さらに、第3子出生の分析から、子育て支援制度・サービスを利用しなかった妻では第3子出生確率が有意に低く、出生意思決定に政策要因が効果を持ち始めていることがわかった。

子育て支援策の有効性に関する分析は、高い機会費用効果が発生している日本のような社会では、少子化対策（この場合就業と出産・子育ての両立支援策）を実施しなければ子育てコストが高額なまま推移し、出

生率は持続的に低下する可能性があることを示唆している。また、所得効果が発生しているということは、個人や世帯の出産・子育ての直接費用を軽減することが出生率上昇にとって効果的であることを示している。

A. 研究目的

本分担研究の課題は、少子化の社会経済要因を理論的・実証的に明らかにすることである。日本の場合、出生率の低下にはカップルの出生行動だけでなく、カップルになる前の独身者の結婚行動も大きくかかわっている。そのため、結婚行動と出生行動のそれぞれに焦点をあてて研究を進めることとした。また、これまで少子化対策として実施してきた家族政策や労働政策が、どのように出生率へ影響を及ぼしているのかについても、計量経済学的なモデル分析によって検証を行った。

B. 研究方法

大きく分けて、文献レビューおよびデータを用いた実証研究の2つの方法によって研究を進めた。具体的には、①先行研究のレビューを通じた結婚・出生行動変化の要因の検討、②人口動態統計、国勢調査、労働力調査、就業構造基本調査等の公表されている官庁統計の二次利用による分析（人口学的な分析モデル研究、マクロ計量経済モデル研究）、③国立社会保障・人口問題研究所が実施した「出生動向基本調査」の個票データを用いた集計や多変量解析を用いた分析である。

C. 研究成果

本年度の研究成果は次の通りである。

1)「日本と欧州の低出生率と家族・労働政策に関する文献的研究」では、文献レビューを通じてヨーロッパ諸国の出生率の動向と家族・労働政策の関連について研究を行った。ヨーロッパでは、ドイツやオースト

リアを除く西欧地域で出生率の反転上昇傾向が明らかになってきており、それらの国々の合計特殊出生率は1.8前後にまで回復してきている。そしてそれらの国々の多くでは、家族支援政策の導入とその拡大が見出されている。

2)「結婚動向の規定要因に関する研究」では、結婚動向の地域差に関する文献レビューを行った。その結果、この課題で先行研究が明らかにした研究の「到達点」としては、①地域差は時代の推移とともにあって変化していること、②地域差において「東」と「西」という対比が有効性をもっていること、③「若年層」と「中年層」で異なる特徴をもつ地域が存在すること、④地域差は、「都市化」や「労働力率」など全国一律の変数ではすべて説明することができず、地域に固有の生活様式や価値観などが影響を及ぼしている可能性が高いこと、の4つが挙げられる。これらをふまえ、結婚動向の地域差の把握のために、男女別・年齢別（20～39歳の5歳階級）の未婚率について「1936～40年出生コホート」と「1961～65年出生コホート」の比較を行った。その結果、①都市化の影響はうかがえるが絶対ではないこと、②九州地域は一貫して女子未婚率が高いこと、③北陸・東海地域は一貫して男女とも未婚率が低いこと、④「1961～65年出生コホート」の35～39歳では東日本のほとんどで男子未婚率が全国平均より高く、「東」と「西」という対比が近年に顕著な形で現れていることが明らかになった。

3)「未婚者の就業行動と初婚行動の変化が出生率に与える影響の分析」では、1990～

2005 年の変化について公的統計を用いて人口学的なモデル分析を行った。作成したモデルから有業女性の結婚確率の低さ、結婚前後における有業割合の上昇が確認されたが、その上に次の点が明らかになった。

①特に若年齢における離職率の上昇により、全体として未婚者の平均有業期間は若干の短縮傾向にある。②未婚者の平均無業期間はほとんどの年齢で伸長しているが、30 歳代半ば以降の伸長幅がやや大きい。③40 歳以下の未婚者の平均無業期間は、1990 年と 2005 年の両年次とも未婚者の平均有業期間の半分程度の長さである。④合計特殊出生率の変化を就業行動の変化と初婚行動の変化に要因分解した結果、合計特殊出生率の低下に対し、未婚の有業人口の増加による効果は 61%、未婚の無業人口の増加による効果は 30%、就業行動の変化による効果は 9 % であった。

4)「婚前妊娠出生の分析」では、まず先行研究から日本と海外の状況を比較すると、一例としてアメリカでは婚外出生率の増加が社会問題となっているものの、その多くは有配偶出生率の低下によるもので、未婚女性が婚外出生をする確率には長期的にみてあまり変化は見られないことが分かった。すなわち、女性における婚姻率の低下が婚外出生率の上昇をより強調している面が強い。これに対して日本では、婚外出生率に顕著な増加はみられず、未婚で妊娠した場合には、中絶するか結婚するという選択を行っていることが推察される。嫡出第 1 子に占める婚前妊娠出生の割合は 15~19 歳で 8 割、20~24 歳では 6 割を超えており、有配偶率は低下しているので、当該年齢人口比で 1 年間に婚前妊娠出生を経験する女性の割合はどの年齢層でも 1~2% に過ぎない。

個票データによる分析からは、婚前妊娠出生に学歴や職歴の面で階層性がみられる

ほか、出生時点における婚姻内出生との所得格差が、子どもが成長しても縮小しない傾向にあることが示唆された。

5)「学歴・企業規模別にみた結婚・出産前後の女性の就業継続の分析」では、1990 年代以降、仕事と家庭の両立支援が進められてきた中で、女性の結婚・出産を経た就業継続状況が変わってきたかどうかについて第 13 回出生動向基本調査データをクロス集計して分析した。標本総数の集計ではどの年齢層でも就業継続割合は結婚前後で 60% 程度（正規継続は 40% 程度）、第 1 子出生前後で 25% 前後（同 15% 前後）であった。しかし、学歴別では差があり、結婚・第 1 子・第 2 子出生前後の就業継続では大卒と専修卒の継続率が高かった。さらに、結婚前と第 1 子妊娠時に正規職であった女性に限定して、企業規模別に就業継続率をみると、結婚前後の就業状況では、300 人以上の大企業勤務者と 20 歳代で継続率が高かった。しかし、第 1 子出生前後では結婚前後のような傾向は見られず、むしろ若い層ほど退職割合が高い傾向があった。

6)「労働市場と結婚・出産タイミング」の分析では、第 12 回出生動向基本調査のデータを用いて、大卒・高卒女性の就業と結婚・出産のかかわりについて、学歴・初職と現職の就業形態・企業規模のほか、居住地（首都圏と地方）も考慮したクロス集計による分析を行った。

初職で正社員に就き、現職も正社員である者は、居住地にかかわらず独身者で 7 割、有配偶無子では 5 割程度である。しかし有子女性は、地方では初職正社員の 35% が現職も正社員だが、首都圏は 21% に過ぎず、明らかに正社員就業継続率が低い。子育て支援策が比較的充実していると考えられる大企業勤務者について、妊娠が 83~97 年、98~02 年の女性を比較してみても、継続率は上がっていなかった。

7) 「出生率に及ぼす家族政策効果の検証」では、日本の家族政策が出生率をどれだけ押し上げるかマクロの時系列統計を用いて数量的に検証した。具体的には、変数間の相互作用を考慮する VEC（多変量誤差修正）モデルに基づきインパルス応答分析を行い、それを通じて家族政策の実施が出生率に及ぼす影響の変化を明らかにした。家族政策の代理変数（家族政策変数）としては、児童・家族関係給付費における諸項目（①児童手当、②児童福祉サービス支出、③児童手当と育児休業給付と出産関係費の合計（少子化対策としての現金給付））と、保育所定員数を用いた。出生率を 20 歳から 39 歳までの 5 歳階級に分け、それぞれの 5 歳階級別出生率に及ぼす家族政策の効果を明らかにし、比較を行った。その結果、児童手当の増額は、35-39 歳出生率に対してのみ押し上げ効果を与えており、児童福祉サービス支出の増額は、30-34 歳出生率に対してだけは押し上げ効果が作用しなかった。また、少子化対策としての現金給付の増額は、20-24 歳に対してだけは押し上げ効果が作用しなかった。保育所定員数の増加は、30-34 歳出生率に対してのみ押し上げ効果を及ぼしていた。

8) 「出生率に及ぼす機会費用効果と所得効果の検証」では、出産・子育ての間接費用（機会費用）は女性の正規賃金の上昇が出生率を押し下げる効果（機会費用効果）を数量的に明らかにした。また、男性の正規賃金やパート・アルバイト賃金（ここでは女子に限定）の上昇が、出産・子育ての直接費用の軽減を通じて、出生率を押し上げる所得効果も数量的に示した。これら諸賃金の上昇が出生率に及ぼす影響を明らかにすることは、ともに少子化対策実施の必要性および妥当性を示唆することになる。本研究では、変数間の相互作用を考慮に入れることができる VEC（多変量誤差修正）モ

デルに基づき、インパルス応答分析を実施した。これにより、諸賃金の上昇が出生率に及ぼす影響の変化を明らかにできる。使用データは各年・年齢別の時系列データである。

分析の結果、女子正規賃金の上昇は、すべての 5 歳階級別出生率を押し下げる機会費用効果を及ぼしていた一方、男子正規賃金と女子パート・アルバイト賃金の上昇は、出生率を押し上げる所得効果を持っていた。

9) 「日本における第 3 子出生行動と子育て支援策の有効性に関する分析」では、第 1 子・第 2 子の分析よりも、個々人の社会経済的要因や政策要因の影響が明確に示される可能性がある第 3 子の出生行動を取り上げ、第 13 回出生動向基本調査のデータを用いて、ほぼ産み終わった層とみられる 40 歳以上の女性について第 3 子出生の決定要因分析を行った。

その結果、人口学的要因である妻の第 1 子出生年齢、第 1 子～第 2 子出生間隔は第 3 子出生に強い効果を持っていた。第 1 子出生年齢が高いほど、第 1 子～第 2 子出生間隔が長いほど、第 3 子の出生オッズを下げる。また、第 2 子が 3 歳になるまでの間に子育て支援制度・サービスを利用しなかった妻は、1960～64 年生まれの層で第 3 子の出生確率が有意に低かった。そのほか、第 1 子・第 2 子の性別構成や親のきょうだい数、夫の学歴、妻の就業形態も一部の年齢層で有意だった。

D. 結果の考察

Cにおいて記述した順に研究結果の考察を行う。

1) ヨーロッパにおける出生率上昇には、女性の就業と出産・子育てを支援するための施策展開が大きく関係していると考えられる。たとえば北欧では充実した公的保育制度と育児休業制度によるサポート体

制が女性の仕事と家庭の両立を支えている。フランスでは、手厚い児童手当制度が第3子以降だけでなく全ての順位の子どもへと拡大され、子育て世代への税制の優遇や公的保育制度の拡充などにより、とくに第一子の出生水準が高く維持されている。

2) 結婚動向の地域差を解明し、結婚行動を規定している要因を追究していくためには、「社会経済的条件」と「文化的条件」の両側面から接近していくことが必要だと考えられる。先行研究において用いられてきた主な分析指標に関する考察を行った結果、社会経済的条件を捉える指標として「経済的環境」、「学歴」、「就業」、「適齢期人口の性比」、「男女交際」、文化的条件を捉える指標として「結婚の価値・意義」、「結婚のメリット・デメリット」、「自立志向」、「性別役割分業観」、「親との同別居に対する意識」、「配偶者選択」、「婚姻儀礼」、「婚姻後の居所」、「婚姻後の女性の地位」などが想定された。

3) 30歳代半ば以降で未婚者の無業期間の伸びが大きいのは、30歳代半ばからは無業期間の長い未婚女性の割合が上昇しているからといえる。40歳以下の若年未婚者層で平均無業期間が平均有業期間の半分程度の長さであることは、多くの女性は未婚の無業状態に入ると、数年以内に有配偶状態もしくは未婚の有業状態へ異動しているからと考えられる。また、合計特殊出生率の変化の要因分解の結果は、未婚の有業人口の増加が近年の出生率低下をもたらす主な要因となっていることを示していると考えられる。

4) 婚前妊娠出生の動向からは、これまで晩婚化が婚前妊娠出生率を引き下げてきたことが明らかになった。一方、20代後半以降の女性においては、水準としては20代前半よりも低いものの、婚前妊娠出

生の割合が高まっており、結婚・出産を巡る行動に構造的な変化が生じていることが示唆される。

5) 年齢別に女性の結婚・出生前後の就業継続率をみると、少子化対策が展開され始めてから出産適齢期に入ってきた20~30歳代でも40歳代に比べて継続割合の上昇を示していないことから、仕事と家庭の両立支援策の政策効果は出でていないかに見える。しかし、学歴別でみると、結婚・出生を経た就業継続は大卒・専修卒で高く、また結婚前後の正規職継続率では300人以上の大企業勤務者と20歳代で継続率が高いため、2000年代から急速に広まってきたワーク・ライフ・バランス関連の様々な試みが功を奏している可能性があると考えられる。しかし、第1子出生前後では同様の傾向はみられないため、出生を乗り越えての就業継続はまだはっきりとは広がってきていないようである。

6) 年齢・学歴・企業規模に加えて居住地も考慮に入れて就業継続状況をみた「労働市場と結婚・出産タイミング」の分析では、全般に、初職で安定した仕事（公務員や大企業勤務）に就くほど結婚し、子どもを持つ傾向が見られる。しかし、バブル崩壊後に就職した高卒女性（20~28歳層）のうち、地方在住者では安定雇用に就いていても結婚が進んでいない。また、大卒女性について、仕事と子育ての両立支援などの制度拡充がすむ大企業でも出産後の就業継続割合が上昇する明確な証左は見出せなかった。

7) 出生率に及ぼす家族政策効果の検証では、児童福祉サービスの支出増額の出生率押し上げ効果が30~34歳だけ現れなかつたのは、この年齢階級は両立支援策が効果的であるのに対して、それ以外の年齢階級では直接費用軽減策が効果的だからだと考えられる。またその背景には、児童福祉サービス支出における直接費用軽減策と

両立支援策の比重は、前者の方が後者よりも大きいということが存在していると思われる。少子化対策としての現金給付の出生率押し上げ効果が 20・24 歳だけ現れなかつたのは、この年齢階級では政策対象者が少ないからだと考えられる。25・29 歳も同じく政策対象者は少ないが、ここではそれ以上に政策効果が強く作用していると思われる。保育所定員数の出生率押し上げ効果が 30・34 歳でしか現れなかつたのは、この年齢階級では両立支援策が効果的であるのに対して、35・39 歳では直接費用軽減策が効果的だからであり、20・24 歳、25・29 歳では政策対象者がそもそも少ないのである。

8) 出生率に及ぼす機会費用効果と所得効果の検証の結果をみると、女子正規賃金の上昇が出生率を押し下げる効果は、女性の就業と出産・子育てとの両立の難しさを反映する機会費用が発生していると解釈できる。また、男子正規賃金や女子パート・アルバイト賃金の上昇が出生率を押し上げる効果は、出産・子育ての直接費用負担の軽減を通じて作用する、所得効果が発生していると解釈できる。また機会費用効果を年齢階級間で比較すると、30・34 歳で一番大きく、このことはこの年齢階級で、仕事を続けるために出産・子育てを断念する女性が最も多く、そのため機会費用の程度が強まっていることを示していると解釈できる。

9) 第 3 子出生行動の分析では、妻の第 1 子出生年齢、第 1 子～第 2 子出生間隔が強い効果を持っており、晚産化が第 3 子出生に大きな影響を及ぼしていることが分かる。第 1 子・第 2 子の性別組み合わせでは、40～44 歳の妻で「男・男」の組合せのとき有意に第 3 子出生のオッズを引き上げており、これは日本では近年、女児選好が強まっていることが影響していると考え

られる。夫妻のきょうだい数が有意となつたのは、親自身が多子の中で育った場合、子どもの数も多い方が良いという志向を持つからであろう。

社会経済要因では、夫の学歴は所得水準の代理変数とみることができるが、学歴が高いほどオッズが低い。これは所得が高いと、かえって 1～2 人の子どもにして、教育コストをかけるという関係があるのかかもしれない。また、妻の就業では、40～44 歳層で妻が正規の職員の場合に第 3 子出生確率を有意に引き下げていたが、仕事と家庭の両立支援の難しさが 3 人目を持つことを断念させているのかもしれない。さらに、公的な子育て支援制度・サービスを「どれも利用しなかった」40～44 歳の妻でオッズがマイナスであったのは、この年齢層から徐々に子育て支援の有無が夫婦の出生行動に影響を及ぼし始めた可能性を示唆していると考えられる。

E. 結論

日本の少子化の要因の第一は、結婚の遅れである。晩婚化が晚産化を引き起こしてタイミング効果による期間合計特殊出生率低下の原因になるとともに、日本では 20 歳代で先延ばしした出産が 30 歳代でもうまくキャッチアップできず、出産の逸失が起こってカントム効果による出生率低下にもつながってきてている。ヨーロッパ社会でも結婚の遅れは同様に起きているが、第一子出生率が極端に低下するところにまでは至っていない。日本における未婚化、晩婚化、非婚化といった結婚の遅れや逸失が引き起こされるその要因の解明は残された課題である。

今年度の研究から、結婚動向には都市化や労働力率などでは説明できない地域差が存在しており、その地域差の要因を追究することが、わが国の未婚化の実態を明らか

にし、今後の対応策を検討するための道筋の一つであることが示された。また、未婚者とくに女性の未婚者の就業行動は結婚行動とも密接にかかわっていると考えられるが、人口学的モデル分析から、未婚有業者の増大が合計特殊出生率の低下に大きく寄与していることが分かった。また、未婚者が結婚・出産に入っていく時、結婚退職は減少傾向が見られるものの、いまだ7～8割が第1子出産後（1歳時）に無職となっており、日本の出産・子育てには高い機会費用効果が発生していることが明らかである。このことは未婚から結婚、そして子どもを持つ時期における若者世代への少子化対策の必要性を強く示唆するものである。

上記の点は、出生率に及ぼす機会費用効果と所得効果の検証を行ったからも知見が得られた。女子正規賃金の上昇が出生率を押し下げる効果を持っており、これは女性の就業と出産・子育てとの両立の難しさを反映し、高い機会費用が発生していると解釈できた。機会費用効果を年齢階級間で比較すると30～34歳層で一番大きかったが、これは、この年齢階級で仕事を続けるために出産・子育てを断念する女性が最も多く、そのため機会費用の程度が強まっていることを示している。また、男子正規賃金や女子パート・アルバイト賃金の上昇が出生率を押し上げる効果がみられたことは、出産・子育ての直接費用負担の軽減を通じて作用する所得効果が発生していると解釈できる。

子育て支援制度・サービスが出生行動に影響しているかどうかは、日本における第3子出生行動との関連で分析したが、出生開始年齢、出生間隔、第1・2子の性別構成、夫妻のきょうだい数、夫妻の学歴と妻の就業をコントロールした上でも、1960～64年生まれのコーホートで子育て支援

制度・サービスの利用有無の変数が有意になっており、第3子出生行動に対する政策要因の影響が示されていた。今回使用した第13回出生動向基本調査（2005年）のデータでは、分析に用いた40～49歳層は50年代生まれと60年代生まれに分かれる境目となっている。出生タイミングの遅れや生涯に産む子ども数の減少といった、昨今の合計特殊出生率低下の要因となる変化を引き起こし始めた1960年以降の世代では、出生意思決定に社会経済要因や政策要因がより影響するようになってきていると考えられる。

子育て支援策の有効性に関する分析は、高い機会費用効果が発生している日本のような社会では、少子化対策（この場合就業と出産・子育ての両立支援策）を実施しなければ子育てコストが高額なまま推移し、出生率は持続的に低下する可能性があることを示唆している。また、所得効果が発生しているということは、個人や世帯の出産・子育ての直接費用を軽減することが出生率上昇にとって効果的であることを示している。

F. 健康危険情報

本研究には、健康の危険にかかる研究に該当しない。

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

（予定）

守泉理恵、日本人口学会第61回大会特別セッション（2009年6月12日、関西大学）にて地方自治体の少子化対策に関する研究成果を報告予定。

守泉理恵「日本における第3子出生行動と子育て支援策の有効性に関する分析」日

本家族社会学会第 19 回大会、2009 年 9
月 12~13 日、奈良女子大学。

H. 知的財産権の出願・登録状況

本研究にかかわって、知的財産権の出
願・登録に関するものはない。

II

少子化の社会経済要因と
関連施策の効果に関する研究

個別研究論文

序章　日本と欧州の低出生率と家族・労働政策の展開

高橋　重郷

はじめに

近年の欧州における出生率動向の特徴は、1970 年前後から始まった出生率の低下傾向に歯止めがかかり、出生率に反転上昇傾向がみられるようになってきたことである。フランスの合計特殊出生率は、1990 年代の半ばに 1.7 以下にまで低下していたが、2006 年に 2.0 の水準にまで回復した。こうした近年の出生率の反転上昇傾向はフランスに限らず、欧州諸国に広くみられるようになってきている。たとえば、しばらく前までは低出生率の代表的な国として挙げられてきたイタリアやスペインなどの南欧の国々も 1990 年代半ばに合計特殊出生率でみて 1.2 を下回る水準から 2005 年には 1.3 を超える水準にまで上昇している。そのような欧州諸国にみられる出生率の反転上昇の背景には、多くの国々で家族支援政策の導入とその拡大があることが指摘されているところである (Thevenon, 2008)。ここでは、とくに近年の低出生率をめぐって欧州や東アジアの低出生率の国々の少子化の要因とそれに対する家族・労働政策との関係について論究した研究についてレビューし、我が国の少子化対策にかかわる家族・労働政策への含意を導くことにしたい。

欧州と日本の出生率低下の要因と政策の議論に入る前に、欧州と日本の出生率動向の現状について確認しておくことにしよう。

1. 欧州諸国の低出生率の動向と我が国の低出生率の人口学的特徴

1) 欧州と東アジアの出生率の動向

日本を含む欧米先進諸国の出生率は、人口転換という歴史的大変化である多産多死型の人口動態から少産少死型の人口動態のすう勢変化がみられ後、出生率の水準は人口を静止状態（総人口数が増加も減少も少ない定常状態）へと導く人口置換水準（合計特殊出生率でみて 2.08 前後の水準）の近辺で推移するという楽観的なみかたが支配的であった。しかしながら出生率水準は、1960 年代後半から欧米先進諸国において徐々に低下が始まりこの低下は欧州全体へ、また他の先進諸国全体へと広がり続けた。合計特殊出生率は、東欧諸国を除く欧州の国々で 1980 年代の半ばにかけ人口置換水準を大きく割り込む事態となつた。そうした中、多くの国々が家族政策や労働政策を導入し、たとえば育児休暇制度、児童手当制度、父親の育児休暇制度や公的保育施設やその利用制度等々、国によってそれぞれ特色や違いがあるものの、「出産・子育て」というかつては個人や家族領域に委ねられていた人々の再生産行動に対して政府が積極的に介入するようになってきた (McDonald, 2008)。そのような施策展開もあり、1980 年代半ば以降、多くの西欧諸国の出生率は 1.6 から 1.7 前後を記録した後、徐々に出生率に上昇反転傾向がみられる国が現れるようになってきている。ユーロスタットの人口統計によつて最近の合計特殊出生率の水準をみると、たとえば北欧諸国では 1980 年代の半ばから出生率は反転上昇し、2006 年現在の合計特殊出生率は、アイスランドの 2.08 を筆頭に、ノルウェーが 1.90、デンマークが 1.83、スエーデンが 1.85、フィンランドが 1.84 と北ヨーロッパの諸国はおしなべて 1.8 の

半ば以上の水準に達している。また、フランスは、1990年代の終わりには1.8台に回復し、2006年には2.0を記録した。言語的に近いベネルック三国（ベルギー、オランダならびにルクセンブルグ）も、回復の水準に違いがあるものの出生率はいずれも上昇基調にある。英国も同様に出生率は上昇中で、2006年現在において1.84の水準にある。

一方、現在もなおドイツ語圏であるドイツやオーストリアの合計特殊出生率は1.5未満の水準（2006年のドイツのTFRが1.32、同オーストリアが1.40）にあり、西ヨーロッパの中では異なる推移を示している。イタリア・スペイン等の南ヨーロッ

表1. ヨーロッパ諸国における合計特殊出生率、1980～2005年

国	1980年	1990年	2000年	2005年*
ベルarus	2.04	1.90	1.31	1.20
ウクライナ	1.95	1.89	1.09	1.22
ボスニア・ヘルツゴビナ	1.93	1.71	..	1.23
ポーランド	2.26	2.05	1.34	1.24
モルドバ	2.41	2.39	1.30	1.25
スロバキア共和国	2.31	2.09	1.29	1.25
スロベニア	2.10	1.46	1.26	1.26
リトアニア	1.99	2.02	1.33	1.27
チェコ共和国	2.10	1.90	1.14	1.28
ブルガリア	2.05	1.82	1.26	1.31
ハンガリー	1.91	1.87	1.32	1.31
ラトビア	1.90	2.01	1.24	1.31
イタリア	1.64	1.33	1.24	1.32
ルーマニア	2.43	1.84	1.31	1.32
ギリシャ	2.23	1.39	1.29	1.33
ロシア連邦	1.86	1.90	1.21	1.33
ドイツ	1.56	1.45	1.38	1.34
スペイン	2.20	1.36	1.24	1.35
マルタ	1.98	2.04	1.66	1.37
キプロス	2.46	2.42	1.83	1.40
ポルトガル	2.25	1.57	1.55	1.40
オーストリア	1.65	1.45	1.34	1.41
クロアチア	1.92	1.67	1.40	1.41
スイス	1.55	1.58	1.50	1.42
マケドニア	2.47	2.06	1.88	1.46
エストニア	2.02	2.04	1.39	1.50
セルビア・モンテネグロ	2.29	2.10	1.66	1.60
ベルギー	1.68	1.62	1.66	1.64
ルクセンブルグ	1.49	1.60	1.76	1.70
オランダ	1.60	1.62	1.72	1.71
スエーデン	1.68	2.13	1.54	1.77
イギリス	1.89	1.83	1.65	1.78
デンマーク	1.55	1.67	1.77	1.80
フィンランド	1.63	1.78	1.73	1.80
ノルウェー	1.72	1.93	1.85	1.84
アイスランド	3.24	2.11	1.88	1.93
フランス	1.95	1.78	1.89	1.94
アイスランド	2.48	2.30	2.08	2.05
トルコ	4.36	2.99	2.52	2.20

注：2005年または入手可能な最後の年

資料：フランチェスコ C. ビラーリ（鈴木透訳）「ヨーロッパの国低出生率：要因の探求とその後の意外な展開」『人口問題研究』第64巻2号、2008年、pp.27

バの国々は、ヨーロッパ社会の中で超少子化国と呼ばれ、1990年代の半ばには1.2を切る水準にまで低下した。しかし現在においては徐々に反転上昇傾向にあり2006年現在の水準は1.3台後半にまで回復はしているものの依然としてその水準は低い。さらに中・東欧の国々の多くは合計特殊出生率でみて依然として1.5未満に留まっている国々が多い（Billari, 2008）。東欧諸国は1990年前後の社会体制の変化と大きな社会経済変動を経験し、1990年代に入って以降急速な出生率低下を経験した。おそらく東欧諸国では2003年前後に1.2前

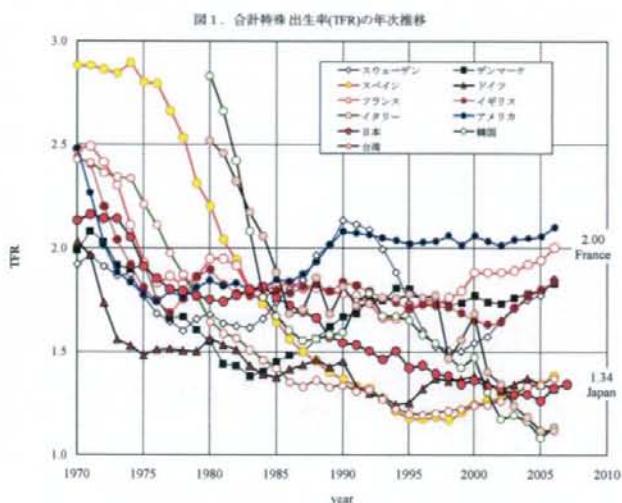
後の極低出生率を経験した後、現在では 1.3 から 1.4 前後の低出生率の水準にある。

日本を始めとする東アジアの国々の出生率も合計特殊出生率で 1.3 前後の低出生率の水準にある。日本の合計特殊出生率は、2003 年に 1.3 の水準を割り込み、2005 年には人口動態統計の歴史上最低である 1.26 を記録した。その後、日本の合計特殊出生率はやや上昇し、2007 年現在で 1.34 の水準にあるが、人口置き換え水準と比較し、はるかに低い水準にある。また、韓国や台湾の合計特殊出生率も極めて低い水準にあり

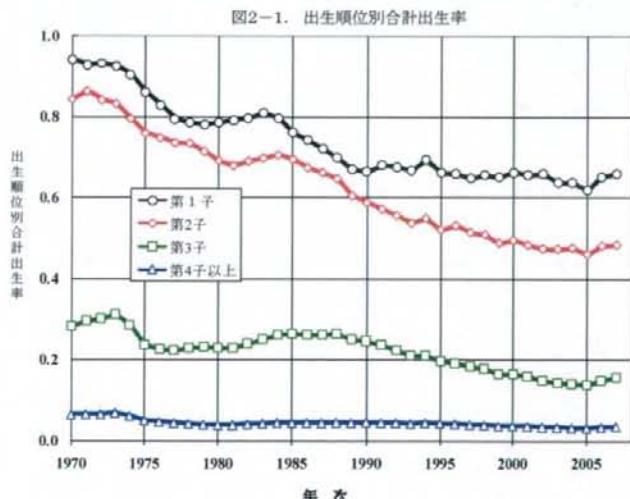
2006 年現在で、韓国の合計特殊出生率は 1.13、台湾のそれは 1.12 である。またシンガポールの合計特殊出生率は 2004 年に 1.26 を記録した後、2007 年現在で 1.29 と公表されている。このように東アジアの出生率もおしなべて低い水準にある。

2) 日本の出生率低下とその人口学的特徴

日本の出生率低下の特徴について要約すると、第一に、合計特殊出生率を出生順位別にみるとその中でも第一子の出生率低下が顕著である。人口動態統計から得られる母の年齢別出生数を出生順位別に集計し、年齢別の女性人口によって除すことにより出生順位別出生率が求められる。これを年齢合計した数値が出生順位別合計特殊出生率である。1970 年当時の第一子合計特殊出生率は 0.943 で、期間別に観察される合計特殊出生率にタイミング効果（出生の繰り延べや先取りによる出生率変動の影響）があると仮定しても、女性の多くが第一子を生んでいたものと推定することができる水準にあった。その後、1973 年のオイルショック以降、我が国の出生率は一時



資料: Council of Europe, Recent demographic developments in Europe , Eurostat (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu>) およびその他の参考書



的なゆらぎはみられたものの持続的で長期的な低下が進行した。1990年に公表された前年の合計特殊出生率は、1.57ショックと呼ばれ、日本の出生率低下が大きな社会的関心を引き起こし、その後の少子化対策の切っ掛けともなった。その年の第一子合計特殊出生率は0.663となり、1970年の水準の7割の水準に達した。この低い第一子合計特殊出生率の水準は現在も変わらない。第一子の出生数が減少すれば、連動して第二子目や第三子目の出生数が減少することになる。

第二の特徴は、女性の出生年齢の上昇である。第一子の平均出生年齢によってみると、1970年当時の平均年齢は25.8歳であったが、1990年に27.2歳、そして2007年には28.9歳へと上昇した。このように少子化の進展とともに出生タイミングに遅れがみられ、出産の遅延化、すなわちテンポ(tempo)効果がみられ、期間を単位として計測される合計特殊出生率の低下に強い影響を与えた可能性を示唆している。

第三の特徴は、出生コホート別にみた完結出生児数の低下傾向である。ほぼ生み終えたとみられる年齢である50歳時の完結出生児数(コホート合計特殊出生率)は、2007年時点では1958年生まれの世代に相当するが、この世代は1970年代半ば以降の出生率低下が起きた時期をそう長く経験しているわけではない。しかしながら1960年生まれの世代は2007年現在で47歳に達しているが、47歳までのコホート累積出生率は1.85

図2-2. 出生順位別平均出生年齢

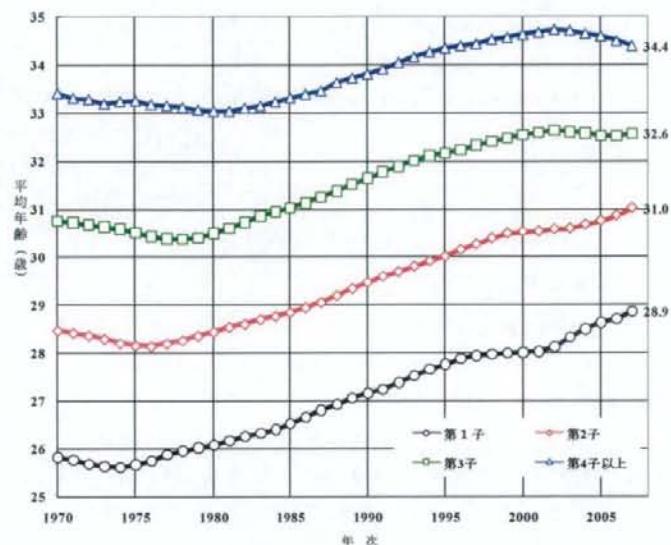
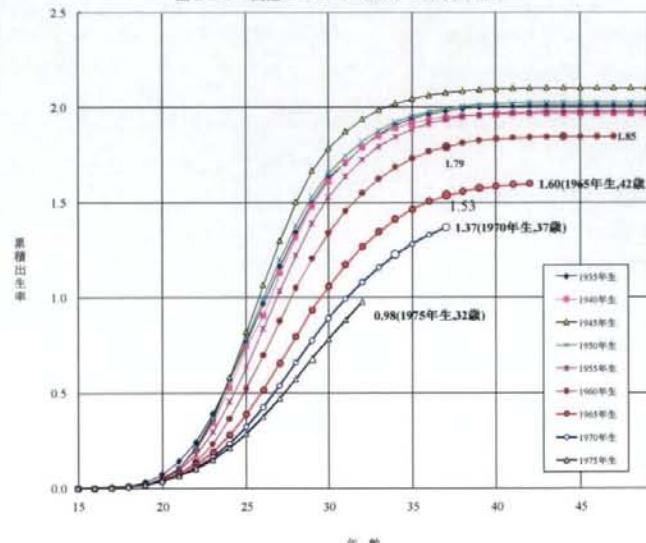


図2-3. 出生コホート(世代)別累積出生率



と、1950 年代生まれの世代より明らかに出生率の累積水準が低下している。このような傾向は、1960 年生まれの 37 歳時のコーホート累積出生率が 1.79、1965 年生まれが 1.53、1970 年生まれが 1.37 であることにみられるように、若い出生世代ほど出生累積過程に遅れがみられ、最終的なコーホート出生率が以前の出生世代にまで達することが出来ないものとほぼみなすことができる。すなわち、カントム(quantum)効果と呼ばれる最終的な子ど�数の減少が存在することを示唆している。

第四の特徴は、有配偶者割合の顕著な縮小傾向である。すでに日本の年齢別未婚率（割合）の上昇は繰り返し指摘されてい

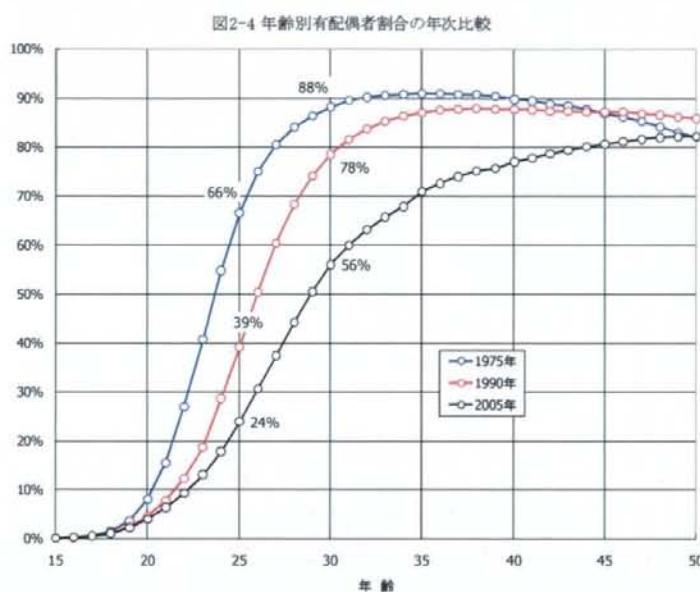
るところであるが、この再生産年齢の前半期における未婚者割合の上昇とその対称的な関係にある有配偶者割合の縮小傾向は嫡出出生数が出生全体の 98% を占める日本社会では、結婚形成の遅れ(late marriage)によって、出生行動の開始が遅れ、たとえ結婚後の出生数に増加傾向が

みられたとしても、かつての水準の有配偶者割合の水準（ここで意味するのは生涯未婚率の余数である生涯既婚率のことである）に戻らない限り、合計特殊出生率には顕著な回復傾向として現れない可能性がある。

以上のような日本の出生率の人口学的特徴を踏まえたうえで、欧州諸国の出生動向との類似性とその違いをみるとよい。

2. 出生率低下の影響要因と少子化のメカニズム

既にみてきたように、欧州における出生率動向は地域により、また時期的にみても多様な形で推移してきている。そのような出生率の動向について、とくに西ヨーロッパ先進諸国の出生率動向に着目して、オーストラリアの人口学者であるマクドナルドは、先進諸国の出生率動向には二つの傾向を示すグループが存在していることを指摘している（McDonald, 2008）。彼によれば、出生率が低下した国々のうち合計特殊出生率(TFR)が 1.5 を下回ったことがない国々と、1.5 以下に低下した国々があることを人口統計から見出した。そして、第一のグループである 1.5 を下回ったことがない国々に共通する特徴は、過去 20 年間以上にわたって「家族に優しい制度」を導入し、そのための家族政策を進めた



ことに特徴があるとしている。一方、第二のグループの特徴は、家族と国の役割が明確に分けられ、出産や子育て、老親の扶養・介護は家族が行うものという伝統的な価値観が存在し、広範な家族政策を導入することに消極的な国々であるとしている。

欧州のうち、イタリアやスペイン等の南ヨーロッパ、さらに中東欧諸国、そして日本を含む東アジアの諸国は、マクドナルが指摘する合計特殊出生率で1.5以下に低下した国々である。イタリアの人口学者ビラーリらは、合計特殊出生率でみて1.3を下回る極めて低い水準の出生率を超低出生率(*the lowest low fertility*)と呼んだ(Billari and Kohler, 2004)。ビラーリの南ヨーロッパや中・東欧の出生動向に関する研究は、超低出生率社会の国々における異なる二つの傾向を明らかにしている。第一に、イタリアやスペインの超低出生率には、出産の遅延化、すなわち晩産化傾向がみられ、さらに第二子や第三子への出産の拡大が以前よりも減少していることも指摘している。しかしながら一方では子どもを全く持たない人々(無子のカップル)の割合は上昇してきてはいるものの、その水準はそれほど高くはないと指摘している。欧州の他の地域である中・東欧州の超低出生率については、晩産化を伴わない(あるいは軽微な晩産化)という特徴がみられ、第二子や第三子への子ども数の拡大が少ないという特徴がみられ、また子どものいない人々(無子のカップル)は少ないことなどが明らかにされている。

フランスの出生率の動向についてテベノンの研究結果から、その人口学的特徴についてみることにしよう(Thevenon, 2008)。コーホートの合計特殊出生率の分析結果によると、フランスの1960年代後半生まれの完結出生力(コーホートの合計特殊出生率)の水準は、1890年頃から1900年頃に生まれた出生力の水準と同等の水準に近く、その間に生まれたコーホート世代で強い変化が観察されると指摘している。すなわち、第Ⅱ次世界大戦以前の出生世代において出生率の強い上昇と低下がみられ、その増減には乳幼児死亡の大きな低下が強く関連していたことを指摘している。そして、過去10年間の出生率の人口学的な特徴として、出産の遅延化がみられ出生のタイミングの変化が指摘されている。さらに出生コーホート別に観察したデータの分析から1920年代の出生世代から第一子と末子の平均出生年齢は徐々に低下を始め1940年代の半ばを底にして上昇するU字型の変化がみられたことを明らかにしている。そしてテベノンはこうした出生の延期は第二次世界大戦後の出生世代にみられる特徴であることを指摘している。この平均出産年齢の上昇は2000年代に入ってからの30歳代後半女性の出生率上昇をもたらしており、1970年代生まれの女性によって延期された出生の大部分が現在追いつきつつあると述べている。

しかしながら、過去10年間におけるフランスの子どもの数の減少も無視できないことも指摘し、30歳代における出生率のリバウンドは、家族形成の遅れを代償するには十分でないことも示している。そのような指摘がなされているものの、フランスの女性の出生行動の特徴の一つは(事実婚を含む)結婚から第一子出生へのパリティ拡大率はわずかに低下しただけで比較的高い水準で推移し、1975年以降の第2、第3、そして第4子出生へのパリティ拡大率はあまり変化していないと指摘している。

以上のように出生率の低下には、国によって人口学的にみても多様な側面があり、第一に欧州の中でも北欧や西欧地域の比較的高めの低出生力地域があり(それらは緩少子化国とも呼ばれるが)この地域の少子化と南欧の少子化、第二子や第三子出生の遅れが目立つ中・東欧州の少子化の人口学的特徴とは異なる。すなわち、少子化には晩産化(テンポ効

果) 要因と非婚を含む第二子以降の出生の減少(カンタム効果)が大きく関与し、その変化の現れ方は社会によって様相が異なっている。

多くの人口学者が欧州諸国の出生率の反転上昇には、出生タイミングの歴史的変化、すなわちテンポ効果による低出生率の出現を示唆しているが、ビラーリの研究では中・東欧諸国や南欧諸国の低出生率には少なからず第二子以降の出生の減少(カンタム効果)が大きく関与している可能性を示唆している。日本の出生率低下についてもテベノンの分析によって明らかにされているフランスの人口学的傾向とは明らかに異なる。それでは、子ども数の減少や出生意欲そのものに変化は、欧州諸国や日本であるのであろうか。いわゆる出生意欲と出生力の関係である。

「少子化の罷仮説」を唱えるオーストリアの人口学者ルツ等は、「低出生力の罣仮説:ヨーロッパ諸国の出生の延期と少子化の進展へ向かわせる諸力」と題する論文の中で、次のように指摘している(Lutz, Skirbekk, and Rita Testa, 2006)。出生率低下の背景要因として、第一に「伝統的な家族パターンの変化」、第二に「女性の教育の普及」、第三に「急速な社会変動と経済のグローバル化」、そして第四に「社会の世俗化」を掲げ、現代の避妊技術の普及は「性と出産(生殖)の間の進化論のリンク」が壊れたと指摘し、現代の再生産は単に個々人の選択と文化的に決定されている規範的な関係に過ぎないと述べている。すなわち、それぞれの社会における女性の役割に関する社会規範と希望する子ども数に関する社会規範によって出生力水準は決定されることを示唆している。そしてルツ等の考え方では、この希望する理想的な子どもの数自体も変化を被りやすいと述べている。

彼らが先行研究の検討から見いたした点は、理想とする子ども数と実際の子ども数との間のギャップと相互作用の関係である。低出生率が大きな社会的関心が寄せられる以前の人口学者の研究関心は、途上国における高い出生率の問題であった。1970年代の初めには世界出産力調査等によって、希望子ども数や理想子ども数等の出生のインセンティブに関する指標と実際に生む子ども数の関係について研究が進められた。途上国における理想子ども数と実際の子ども数の関係は、理想子ども数よりも実際に生んでいる子ども数が多いことであり、その間のギャップを縮小することが発展途上国における人口政策や開発政策の課題であった。とくに1994年にカイロで開催された国際人口開発会議における人口行動計画の主な原則は、様々な政策によって、夫婦がこのギャップを埋めてゆくことを助けることにより、多くの発展途上国では、その結果として希望する子ども数が実現されることにより、いまだ達成されていない家族計画の需要を満たすことにより低い出生率を実現することが課題であった。

ルツ等は、現在の低出生率社会では、この考え方の逆の見方が成り立つと指摘する。すなわち、実際に観察される子ども数が理想的な子ども数より低いケースであり、この見方が、カップルにはどのような場合でも、自分達が欲しい(より多い)子ども数を実現することをサポートするために便利な政策原理をヨーロッパの政策立案者に提供していると指摘している。フランスの人口学者であるテベノンは、ルツ等とは反対にフランスや北欧諸国の家族政策の論拠としてこの考え方を肯定的に捉えている。日本の少子化対策の論拠としてもしばしば「理想の子ども数」が実現出来ない理由を出生率低下の背景要因として捉え、たとえば「育児の負担感。仕事との両立の負担感のほか、経済的負担なども理想の子ども数を持たない要因」として掲げている(人口問題審議会, 1998)。しかしながら、

ルツツ等の指摘は、今までのところヨーロッパでこのギャップを埋めようという努力は、多くの発展途上国の逆のギャップを埋める政策はどうまくいっていないと述べている。

この理想と現実の子ども数のギャップを埋めるという問題は、途上国様により少ない子どもを持つとする人々に、利用可能なサービスを提供する場合は効果的に機能しやすいが、西欧諸国のように人々の社会経済活動には複数の競合する選択肢が存在する場合、理想子ども数は、実現しようとする子ども数の上限の意味にしかならず、政策目標とするには難しいという考え方もある。さらに時間の経過とともに希望する子ども数は低下する傾向にあり、ルツツ等は欧州諸国においても低下傾向にあるという実証研究の結果も指摘している。

日本における理想子ども数と実際に生んでいる完結出生子ども数の分析からは、1985～1990年結婚の夫婦の理想子ども数も2.7前後から2.56へと低下し、完結子ども数も安定水準2.2から2.09人へと低下傾向があることが明らかにされている（金子、2008）。すなわち、理想子ども数と現実の子ども数には一定の差が存在し、両者とも低下傾向にあるということが日本においても観察されている。

このように、人口統計のうえからは、出生率低下を不可逆的な現象と捉えることもでき、家族政策や労働政策による出生行動への介入に疑問を指摘考え方やそれをサポートするデータもある。しかしながら、むしろ多くの欧州先進諸国で経験している実際の出生率動向は、政策的介入が結果として出生率の反転上昇という効果を生み出しているという事実が存在していることである。

3. 少子化の社会経済的背景要因

少子化の社会経済学的要因について、代表的な考え方を何人から研究者の見解からみることにしよう。ビラーリ（Billari, 2008）によれば、少子化をもたらしている背景要因は、第一に、「価値観の変動と第二の人口転換」、第二に、「女性の教育水準の向上」、そして第三に「青年期の不確実性の増大と青年期移行の遅延」を指摘している。そのうち第一の要因である「価値観の変動と第二の人口転換」は、1960年代に北ヨーロッパで始まり、先進諸国全体に広がった価値観である個人の自主性の強調、制度による管理に対する拒絶、個人の「高次の欲求」の充足という価値観の変化を生みだし、これが1990年前後に登場した出生率低下の説明仮説である「第二の人口転換」をもたらすポスト・モダンな出産選好を生みだし、同棲・婚外子、新しい家族行動を出現させた。このような、不可逆的な人口学的選択である結婚の遅延が出生時期を高い年齢に先送りさせる晩産化現象を生み出した。さらに、「女性の教育水準の向上」も高学歴女性の出産遅延促進のメカニズムとして働き、女性にとって出産の機会費用が高まるこによりその後の長期的な経済的不利益を生じ、結果として晩産化を引き起こす。第三の指摘である「青年期の不確実性の増加と成人期（親）への移行の遅延」は、経済のグローバル化の中で労働市場が大きく変化し、青年が直面している経済的な不確実性が高まることにより成人への移行時期に遅れが生じ、それが結婚出産年齢の上昇をもたらしているという見方である。ビラーリは、とくに南ヨーロッパにおける離家年齢の遅れを指摘している。

フランスの人口学者テベノンは、出生率低下をもたらした様々な変化は、1970年代から西側諸国に現れた様々な傾向がフランスにおいても見られると指摘している。そして、第一に、若

年層では彼らの教育投資が上昇し、両親の家を出て、労働市場へ入る年齢を遅らせたこと。第二に、女性の労働力市場への参加が拡大し続けてきたこと。第三に、若い世代の比較的高い失業率と労働力市場の不確実性が高まったこと。第四に、価値の変化が起き、「社会の個人主義化」が進んだこと。そして、第五に、男女の平等に関する関心が高まったこと等を指摘している。そして、人々出生行動にかかる変化として、非婚、同棲の増加、産児制限と避妊法の利用、離婚の上昇などを指摘し、これらのすべてが西側諸国の長期的な低出生率状況につながったと述べている。

こうした認識は、出生率について悲観的な考え方を展開するルツ等も出生率低下に関して同様な背景要因を述べていたが、先進諸国にみられる出生率低下を生じる「出生率のスパイク低下」の三つのメカニズムがあると説明している。第一のメカニズムは人口のダイナミズ上で起きているメカニズムであるとしている。これは、人口学的には当然のことであるが、人口置換水準を割り込んだ人口では、その結果、生殖年齢の女性数の減少をもたらす。すなわち親となる子ども数人口が減少するため、人口の年齢構造の変化（高齢化）を引き起す。その結果、人口 1,000 人あたりの出生率である粗出生率を低下させ、人口の自然増加率をマイナスにする。これがルツ等がいう人口学的メカニズムである。

そして、第二のメカニズムは「社会学的に推論されるメカニズム」であるといい、実際のコードホートの出生力を決定する要素である人々が持ちたいとする理想的な子ども数である「希望子ども数」が実際に低下することによりもたらされる出生率低下があるという。そして、第三のメカニズムは、経済学的なメカニズム（イースタリンの相対所得仮説とも呼ばれる）で、生活水準と期待所得のギャップが、出生コードホートのサイズの違いにより、結婚や出生行動に影響するメカニズムがあるとする (Lutz, Skirbekk, and Rita Testa, 2006)。つまり、出生率低下の三つのメカニズムが連鎖し、より低い出生率を生じてしまうという考え方である。

マクドナルドの研究では、第一に、女性の家庭外で活躍する機会の拡大は、ジェンダーの公平・公正という観点から大きく広がってきたが、それにより家族形成にともなうリスクが女性で大きくなってきており、また家庭と雇用（就業）が両立できる確信が得られないときに結婚・出生に踏み切ることに慎重となるという点を指摘している。さらに、第二に、労働市場の競争激化は男女を問わず若者をリスク回避の傾向へと向かわせ、グローバリゼーションと教育水準の拡大と上昇へ向かわせているとする。また規制緩和は労働市場の競争を促進させ、所得・仕事の不安定化と格差の拡大、すなわちリスクの拡大を生じさせていると指摘し、第三に、そのような社会におけるリスク回避の最適方法として人的資本（教育と職業経験）に投資がおこなわれ、家族形成が先送りされているという。

そしてマクドナルドは東アジアの深刻さについて次の指摘を行っている。第一に、家庭における女性差別が存在していること。第二に、今後親になる世代が教育・雇用面で激しい競争にさらされた大規模世代であること。第三に、終身雇用から短期雇用への労働市場変化が大きい労働市場の変化にさらされていること。第四に、東アジア経済が、バブル経済の崩壊と 1997 年の金融危機が国際競争の激しい製造業に依存した体質であったこと。そして、東アジアでは、家族と国の役割が明確に分けられており、家族の面倒は家族でみるべきという伝統的価値観が存在し、広範な家族政策を導入することに消極的であった。政府による支援を受けずに、家族の中の女性が自分の家族の面倒を見ることが期待される伝

統的家族モデルである東アジア社会では、出生率の低下が強く進んだと指摘している。

以上みてきたように、出生率低下に関する社会経済的な背景要因は、多くの研究においてほぼ共通した理解のされ方をしている。少子化が進行する社会と出生率が回復基調にある社会では、マクドナルドが指摘するように家族に関わる社会規範や価値観がどのように形成されているかということや、それがそれぞれの国の家族・労働政策としてどのように展開されているかによって、出生率動向の基調に違いをもたらしているのではないかと示唆される。

4. 家族政策と労働政策の効果と役割

イタリアの人口学者ピラーリは、出生力水準の多様性には、家族主義と福祉制度、ジェンダー、家族政策及び子どもを持つ経済的費用をあげている。そして、福祉制度が、社会民主主義型、自由主義型、家族主義型、保守主義型によって出生率に及ぼす影響がことなっていると指摘している。また、OECD諸国の中少子化対策について論じたテベノンの論文によれば、ほとんどの欧州諸国が家族支援政策を導入・拡大し、家族支援策は、子どもを持つことに対する様々な障壁を下げること、ならびに希望の子ど�数と実際の出生数のギャップを埋めるための支援策として行われてきたと指摘している。また、「結婚外で生まれる子ども」と離婚による「ひとり親」の増加、および再婚家族の増加は、国が家族(特に低所得者層に対する)のサポートを必然的に増加させるようになってきたと述べている。また、多くの欧州諸国は両親が仕事と家庭生活の、より良いバランスをとることを可能にすることや女性の労働市場への参加を奨励すること等を政策の重要項目として掲げ、家族給付と家族サービスへの政府の総支出は近年急激に上昇させてきていると分析している。ちなみにテベノンは、OECD諸国の中平均は1980年の対GDP比1.6%から2003年に2.4%へと拡大してきていると指摘している。

OECD諸国の中の家族・労働政策の類型分析を行ったテベノンの論文では、出生率低下に対する政策の特徴を次のように分析している。

北欧の国々の家族政策の特徴は、幼児のいる家族への強力な家族支援によって特徴付けられるとしている。日本でも良く知られているように、高福祉高負担と呼ばれる北欧型福祉国家は、国によって様々な違いがあるが、他のOECD諸国に比較し育児休暇の期間が長い。とくにスウェーデンでは53週間のフルタイムと同等の平均賃金の支給を含む育児休暇制度がある。デンマークは47週間の育児休暇制度があり、OECD平均の27週と比較し長期の育児休暇制度がある。父親も確立している。また、公的保育の割合も高く、3歳未満の子ども約半数は公的保育を受けていると言われている。つまり、北欧の家族政策の特徴は、男女とも雇用を維持したまま出産育児期は父親と母親が利用できる育児休業制度が賃金保証のもとに存在し、職場復帰後は公的保育がサポートする仕組みとして出来上がっている。ただし、児童手当に相当する現金給付は、北欧の国々では低所得の家庭を目的に給付されている。

北欧の中でもとくに、デンマークの家族政策は際だって高く、強力な国家の介入が行われているとテベノンは指摘している。その特徴として、育児休業中の所得保障、休暇期間は比較的短いが、高い公的保育割合と保育園と学校への簡単なアクセスがあり、両親が仕事と家庭生活を調査させることを可能にする連続したサポートが提供されていると評価されている。テベノンによればその結果、出生率はOECD諸国の中でも出生率が高く、そしてフルタイムと同等の女性の高い就業率が実現されていると指摘されている。